

静岡済生会看護専門学校学則運営細則

(目的)

第1条 この細則は、静岡済生会看護専門学校学則（以下「学則」という。）第38条の規定に基づき、学則の施行に必要な事項を定め、静岡済生会看護専門学校（以下「本校」という。）の適正な運営を図ることを目的とする。

(季節休業日)

第2条 学則第7条第1項第3号に定める季節休業日は、次の期間の中で校長が別に定める日とする。

- (1) 春季休業日（3月中旬から4月上旬まで）
- (2) 夏季休業日（7月下旬から9月上旬まで）
- (3) 冬季休業日（12月下旬から1月上旬まで）

(教育課程及び単位数)

第3条 学則第8条第1項に定める別表についての年次別修得単位数は、別表のとおりとする。

(授業時間)

第4条 学則第8条第3項に定める教育課程の授業の時間は、9時00分から16時30分までとし、その割振りは校長が定める。

2 校長が必要と認めた場合には、授業時間を延長することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第5条 学則第9条第1項及び第2項に定める単位の認定を希望する者は、入学後2週間以内に、単位認定願（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。

- (1) 履修校の成績証明書
- (2) 認定を受けようとする授業科目の概要を示す書類（授業内容、時間数など）
- (3) その他校長が必要とする書類

(入学試験手続)

第6条 学則第11条に規定する所定の書類は次のとおりとする。

- (1) 入学願書 様式第2-1号及び様式第2-2号
- (2) 職務調査 様式第2号の2
- (3) 高等学校の長が発行する調査書又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有することを証明する書類
- (4) 推薦書（推薦入学試験受験者のみ） 様式第3号

2 出願の時期、方法等については、毎年度、運営委員会の議を経て定める。

(入学選考)

第7条 学則第12条に定める選考は、一般入学試験、推薦入学試験及び社会人入学試験とし、それぞれ、学科試験及び面接試験により行う。

2 学科試験は、国語（国語総合(現代文のみ)）、外国語（コミュニケーション英語Ⅰ（リスニングを除く。））及び数学Ⅰ、数学Aの3教科とする。

3 推薦入学試験及び社会人入学試験においては、前項の規定にかかわらず、3教科のうちの一部とすることができる。

(入学手続き)

第8条 学則第14条に定める書類は、誓約書（様式第4号）、入学誓書（様式第5号）及び抗体検査実施証明書（様式第6号）とし、誓約書及び入学誓書の提出期日は入学試験合格通知後2週間以内で校長の定める日とする。

2 誓約書には、独立の生計を営む成年者である保証人2名が連署し、そのうちの1人は、3親等以内の親族とする。

3 保証人を変更する場合には、速やかに届出なければならない。

(変更の届出)

第9条 学生又は保証人が、住所又は氏名を変更したときは、変更届（様式第7号）を校長に届けなければならない。

(休学)

第10条 学則第15条に定める書類は、保証人が連署した休学願（様式第8号）とする。

2 休学の理由が傷病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

3 休学は、休学願のあった日の属する年度内とする。

4 授業料納入月に休学許可があった場合は、授業料は免除する。

(復学)

第11条 学則第16条に定める書類は、保証人が連署した復学願（様式第9号）とする。

2 休学の理由が傷病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第12条 学則第17条に定める書類は、保証人2名が連署した退学願（様式第10号）とする。

2 退学の申し出があってから、1ヶ月以上にわたり退学願の提出がない場合は、退学の処分とする。

(単位履修の取扱)

第13条 学則第21条第1項に定める、単位修得の認定を受けるための履修方法は、次の各号の定めるところによる。

(1) 別表に定めた年次進度に従い、履修しなければならない。

(2) 履修する場合は、所定の手続きを取らなければならない。

2 3年目に開講する科目の履修は、未修得科目がある場合は履修ができない。

(科目試験及びその評価)

第14条 学則第22条に定める科目試験は、原則として当該科目の講義・演習終了後1週間後に行うものとする。

2 前項の試験の受験資格は、その科目の授業時間の3分の2以上の出席者に限る。ただし、第19条第1項に規定する特別欠席の日数は除くものとする。

3 欠講となった部分の取扱いは、担当講師の裁量に任せる。

4 科目試験は1科目45分を基本とし、筆記試験(論文、レポートを含む)とする。ただし、これにかえて口述試験及び実技試験等とすることができる。

5 学生は、試験開始後15分以上経過した場合は、試験場に入場することができない。

6 学生は、試験開始後所要時間の3分の2を経過しなければ試験場より退出することができない。

7 学生は、公平に試験を受けなければならない。不正の行為のあった者は懲戒に付し、その試験は効力を生じない。

8 不正行為とは、正当でない手段をもって、自己または他人の便宜をはかる行為で、次の各号に掲げるものを言う。

(1) 試験などで指定された物品以外を使用すること

(2) 試験などで監督者の指示に従わないこと

(3) 他人の答案や提出レポートを見る又は筆写すること

(4) 自己の答案や提出レポートを見せる又は筆写させること

(5) 机や筆記用具、身体等に不正な書き込みをすること

(6) その他、校長が不正行為と認めたこと

9 科目試験の評定は、次の区分に従って行う。

成績(100点満点)	評定
80点以上	A
70点以上80点未満	B
60点以上70点未満	C
60点未満	D

10 科目試験の成績が60点未満の者は、再試験を受けることができる。ただし、講義の科目試験のみとする。

(追試験)

第15条 学則第23条に定める追試験を受けようとする者は、追試験願(様式第11号)及びその事由を証明するものを添付し、登校が可能になれば速やか(3日以内)に校長に提出しなければならない。

2 追試験の評価は、その追試験で得た成績の100分の80とする。

(再試験)

第 16 条 学則第 24 条第 1 項に定める再試験を受けようとする者は、当該科目試験結果の掲示後、3 日以内に再試験願（様式第 12 号）に再試験料を添えて校長に提出しなければならない。

2 再試験は、1 回のみとする。

3 再試験の評価は、100 分の 60 以上とし、これに達しない場合、単位は認定されない。

(臨地実習の評価)

第 17 条 臨地実習の評価対象者は、当該実習の出席時間数の 3 分の 2 以上を出席した者に限るものとする。

2 臨地実習の評価は、評価表に基づき実習指導者と協議の上、担当教員が行う。

3 出席実習時間数が規定の 3 分の 2 に満たない者で、その欠席理由が第 19 条に定める特別欠席及び、出校停止を命じた医師の診断書が提出された場合は、必要時間数を臨地にて補習する（以下「追実習」という）ことができる。

4 前項の規定により実習の追実習を受けようとする者は、特別欠席終了後登校してから 3 日以内に追実習願（様式第 13 号）を校長に提出しなければならない。

5 臨地実習の評定は、第 14 条第 9 項の科目試験の評定に準ずる。

6 追実習は、当該年次に設定できる期間内に限るものとする。

(欠席・欠課)

第 18 条 欠席しようとする者は、その理由を速やかに報告しなければならない。この場合において欠席が引き続き 7 日以上にわたる傷病のときは、医師の診断書又は理由書を提出しなければならない。

2 講義時間に 15 分を超え、60 分未満の遅刻及び早退は 1 時間の欠課とし、60 分以上の遅刻及び早退は 2 時間の欠課とする。

(特別欠席)

第 19 条 次の各号の一に該当し、校長の承認を受けた場合は、特別欠席とする。

(1) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定により、出席停止させる場合

(2) 忌引の場合

(3) 非常災害、交通機関の途絶その他不可抗力による場合

(4) 看護師国家試験、入学試験又は就職試験を受験する場合

(5) その他校長が特別の事情があると認めた場合

2 前項第 2 号に規定する忌引は葬儀当日のみとする。対象となる親族は、一親等の血族・姻族（父母、子）、二親等の血族・姻族（兄弟姉妹、祖父母）及び配偶者とする。

3 第 1 項の規定による校長の承認を受けようとする者は、特別欠席承認願（様式第 15 号）を校長に提出しなければならない。

4 学則第 25 条第 2 項に規定する欠席日数は、細則第 19 条第 1 項に規定する特別欠席の日数を除

くものとする。

(卒業の認定)

第 20 条 学則第 25 条第 1 項に定める卒業の認定は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 別表に定める、修得を必要とするすべての単位が認められていること。
- (2) 出席すべき日数は、所定の単位修得に必要な日数と、学校が必要と定めた日数とする。

(学納金)

第 21 条 学則第 27 条に定める入学検定料は、10,000 円とする。

- 2 学則第 28 条に定める入学金は、100,000 円とする。
- 3 学則第 29 条第 1 項に定める授業料は、年額 220,000 円とする。
- 4 授業料納入月は、前期は 5 月、後期は 10 月とする。
- 5 学則第 29 条の 2 に定める実習教材費は年額 30,000 円とする。
- 6 学則第 29 条の 3 に定める施設維持管理費は年額 30,000 円とする。

(懲戒)

第 22 条 学則第 32 条各号に定める用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 成績不良とは、その年度の履修予定科目の内、5 単位以上の単位未修得のある場合とする。
- (2) 別に定める日数以上の欠席とは、14 日以上である場合とする。

(健康診断)

第 23 条 校医は、次の項目について学則第 33 条に定める健康診断を行う。ただし、校医が必要と認めるときは、他の項目についても行うことができる。

- (1) 視力検査
 - (2) 身長測定
 - (3) 体重測定
 - (4) 血圧測定
 - (5) 検尿
 - (6) 検便（3 年生のみ）
 - (7) 血液検査
 - (8) 胸部 X 線検査
 - (9) 診察
- 2 上記の検査に加え、入学後には、以下の検査を行う。
 - (1) 色覚検査
 - (2) 聴力検査
 - 3 校医は、健康診断の結果を健康診断票（様式第 17 号）に記入しなければならない。

(校務分掌)

第 24 条 学則第 35 条に定める学校職員の校務分掌は次のとおりとする。

- (1) 校長は、学校全般について指揮監督する。
- (2) 副校長は、校長を補佐し、校長に事故あるときはその職務を行うとともに教育について指揮監督する。
- (3) 教務科長又は教務科長補佐は、教育計画を立案し、教育一切の業務を担当する。
- (4) 教務主任は、教務科長又は教務科長補佐を補佐するとともに、学科及び実務について指導する。
- (5) 専任教員は、上司を助け、学科及び実務について指導する。
- (6) 講師は、学校の教育方針に基づき担当学科の教育を担当する。
- (7) 実習指導者は、看護実習の指導に任ずる。
- (8) 事務長は、学校の運営について統括する。
- (9) 事務職員は、学校の庶務会計その他の事務を担当する。
- (10) 校医は、学生の定期健康診断その他学生の健康管理に携わるものとする。

(会議)

第 25 条 学則第 36 条に定める会議は、運営委員会、入学試験委員会、学校関係者評価委員会、講師会議、実習指導者会議とし、その運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この細則の一部改正は、平成 11 年 5 月 28 日から実施する。

附 則

この細則の一部改正は、平成 11 年 11 月 24 日から実施し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 6 条、第 7 条、第 8 条の規定は、平成 12 年度入学試験から適用する。平成 11 年度以前に入学した学生については、なお従前の規定を適用する。

附 則

この細則は、平成 12 年 3 月 23 日から実施し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、平成 11 年度以前に入学した学生については、第 20 条第 2 号及び第 3 号の別表 1 の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 15 年 3 月 24 日に改正し、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 14 年度以前に入学した学生については、別表の教育課程及び年次別修得単位数に

関しては、なお従前の例による。

附 則

この細則の一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の一部改正は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の一部改正のうち、第 21 条第 1 項から第 3 項は、平成 21 年度入学生から適用することとし、同条第 4 項及び第 21 条の 2 は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、運営細則第 3 条別表の改正は、平成 21 年度入学生から適用するものとし、平成 20 年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用するものとする。

運営細則第 8 条の一部改正は、平成 21 年度入学生から適用するものとする。

附 則

この細則の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、運営細則第 3 条別表の改正は、平成 22 年度入学生から適用するものとし、平成 21 年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用するものとする。

附 則

この細則の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、運営細則第 21 条第 3 項の改正は、平成 23 年度入学生から適用するものとし、平成 22 年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用するものとする。

附 則

この細則の一部改正は、平成 24 年度 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、運営細則第 21 条第 3 項の改正は、平成 25 年度入学生から適用するものとし、平成 24 年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用するものとする。

附 則

この細則の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、運営細則第 21 条第 3 項の改正は、平成 26 年度入学生から適用するものとし、平成 25 年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用するものとする。

附 則

この細則の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の一部改正は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、運営細則第 21 条第 6 項の改正は、平成 30 年度入学生から適用するものとし、平成 29 年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用する。

附 則

この細則の一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の一部改正は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の一部改正は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 3 年度以前に入学した学生については、従前の規定を適用する。

附 則

この細則の一部改正は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の一部改正は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第13条関係）

年次別修得単位数

授業科目名	単位数	時間数	1年次		2年次		3年次	
情報の基礎	1	15	1	15				
統計学	1	30			1	30		
生活科学	1	15	1	15				
論理学	1	30	1	30				
倫理学	2	30					2	30
心理学	1	30	1	30				
教育学	1	30			1	30		
社会学	1	30	1	30				
人間関係論	1	30	1	30				
文化人類学	1	15					1	15
英語Ⅰ	1	30			1	30		
英語Ⅱ	1	15					1	15
体育Ⅰ	1	15			1	15		
体育Ⅱ	1	15					1	15
計	15	330	6	150	4	105	5	75
解剖生理学Ⅰ	1	30	1	30				
解剖生理学Ⅱ	1	30	1	30				
解剖生理学Ⅲ	1	30	1	30				
生活を支えるからだ	1	30	1	30				
生化学	1	30	1	30				
栄養学	1	30	1	30				
微生物学	1	30	1	30				
病理学	1	15	1	15				
病態治療論Ⅰ	1	30	1	30				
病態治療論Ⅱ	1	30	1	30				
病態治療論Ⅲ	1	30	1	30				
病態治療論Ⅳ	1	30	1	30				
病態治療論Ⅴ	1	30	1	30				
治療論概説Ⅰ	1	30	1	30				
治療論概説Ⅱ	1	15			1	15		
薬理学	1	30			1	30		
総合医療論	1	15	1	15				
公衆衛生学Ⅰ	1	15	1	15				
公衆衛生学Ⅱ	1	15			1	15		
医療福祉論Ⅰ	1	30			1	30		
医療福祉論Ⅱ	1	15					1	15
関係法規	1	30			1	30		
計	22	570	16	435	5	120	1	15
看護概論	1	30	1	30				
看護研究の基礎	1	15			1	15		
生活環境を整える看護	1	30	1	30				
清潔を支える看護	1	30	1	30				

食事・排泄を支える看護	1	30	1	30				
フィジカルアセスメント	1	30	1	30				
看護の展開方法	1	30	1	30				
症状に応じた看護	1	30	1	30				
診療に伴う看護Ⅰ (感染・創傷管理・検査処置)	1	30	1	30				
診療に伴う看護Ⅱ (生体機能管理・呼吸・循環)	1	30	1	30				
診療に伴う看護Ⅲ (薬物療法)	1	30	1	30				
小計	11	315	10	300	1	15	0	0
地域・在宅看護概論	1	15	1	15				
地域で生活する人々の環境と看護	1	30			1	30		
地域で生活する人々を支える看護技術	1	30			1	30		
地域で生活する人々を支える看護	1	30			1	30		
地域で生活する人々を支える看護実践プロセス	1	30			1	30		
チーム医療論	1	15					1	15
小計	6	150	1	15	4	120	1	15
成人看護概論	1	30	1	30				
経過別看護	1	30			1	30		
機能障害のある患者の看護	1	30			1	30		
経過別看護実践のプロセス	1	30			1	30		
周術期看護	1	30			1	30		
がん看護	1	15			1	15		
小計	6	165	1	30	5	135	0	0
老年看護概論	1	30	1	30				
高齢者の症状に応じた看護	1	30			1	30		
高齢者の日常生活を支える看護	1	30			1	30		
老年看護の展開方法	1	15			1	15		
小計	4	105	1	30	3	75	0	0
小児看護概論	1	30			1	30		
小児の疾患	1	30			1	30		
小児と家族の看護	1	30			1	30		
小児看護の展開方法	1	15			1	15		
小計	4	105	0	0	4	105	0	0
母性看護概論	1	30			1	30		
母性の正常と異常	1	15			1	15		
いのちを育む看護Ⅰ	1	30			1	30		
いのちを育む看護Ⅱ	1	15			1	15		
小計	4	90	0	0	4	90	0	0
精神看護概論	1	30			1	30		
心の健康問題とその治療	1	30			1	30		
心の健康問題のある人の回復を支える技術	1	15			1	15		
心の健康問題のある人への看護	2	30					2	30
小計	5	105	0	0	3	75	2	30
災害看護	1	30			1	30		
看護管理Ⅰ	1	15			1	15		
看護管理Ⅱ	1	15					1	15

ケーススタディ	1	15					1	15
総合看護技術Ⅰ	1	15			1	15		
総合看護技術Ⅱ	2	30					2	30
小計	7	120	0	0	3	60	4	60
基礎看護学実習Ⅰ	1	30	1	30				
基礎看護学実習Ⅱ	2	60	2	60				
地域で生活する人を知る実習	2	60	2	60				
地域・在宅看護論実習	3	90					3	90
成人看護学実習	2	90			2	90		
成人・老年看護学実習Ⅰ	2	90					2	90
(急性期・回復期)								
老年看護学実習	2	90			2	90		
成人・老年看護学実習Ⅱ	2	90					2	90
(慢性期・終末期)								
小児看護学実習	2	90					2	90
母性看護学実習	2	90					2	90
精神看護学実習	3	90					3	90
看護統合実習	3	90					3	90
小計(実習のみ)	26	960	5	150	4	180	17	630
計	73	2115	18	525	31	855	24	735
合計	110	3015	40	1110	40	1080	30	825
済生会概論	1	15	1	15				
総計	111	3030	41	1125	40	1080	30	825

